

平成 31 年度~平成 40 年度までの 10 年間 日高川町 上下水道課

日高川町 上下水道課 平成 31 年3月

目次

1. 経営戦略策定の概要	1
(1)経営戦略の目的	1
(2)経営戦略の計画期間	1
2. 事業概要	2
(1)事業の現況	2
(2)これまでの主な経営健全化の取組	6
(3)経営比較分析	7
3. 将来の事業環境	14
(1)給水人口と水需要(有収水量)の見通し	14
(2)料金収入の見通し	15
(3)施設の見通し	16
(4)組織の見通し	17
4.経営の基本方針	17
5. 投資・財政計画(収支計画)	17
(1)投資・財政計画(収支計画)	17
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	18
(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	21

6.	経営戦略の事後検証、	更新等に関する事項	25
用語	稱說		26

1. 経営戦略策定の概要

(1)経営戦略の目的

水道は、健康で快適な住民生活と活力ある産業活動に一日も欠くことのできない重要な社会基盤です。 本町における水の供給は、上水道事業へ一本化された水道施設を基本として、地元管理の飲料水供給 施設、個人管理の谷水や井戸等によって行われています。

上水道事業を経営するにあたっては、適正かつ能率的な運営に努めるとともに、常に施設を良好な状態に保つよう、長期的な観点から計画的な更新を行うことが必要です。加えて、耐震化を進めるなど、災害に強い施設整備が課題となっています。他方で、今日、多くの地方自治体がそうであるように、本町においても人口減少と節水意識の高揚などによる使用水量の減少とこれに伴う料金収入の減少に直面しています。

こうした中、町民の皆さまの生活に必要不可欠な水道事業の安定的な運営を図るため、直面する課題を認識したうえで、将来的な収支計画を作成し、その改善策を検討するため中長期的な経営の計画である「経営戦略」を策定いたします。

また、本経営戦略は、平成26年8月29日付総務省通知文書「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)で策定を要請された「経営戦略」として位置づけます。

(2)経営戦略の計画期間

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、平成31年度から平成40年度までの10年間を計画期間とします。また今後、社会情勢の変化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

本町の給水の状況は【図表2.1】のとおりです。本町の水道は、昭和28年1月1日から簡易水道事業として供用を開始しました。その後、10あった簡易水道の事業統合を行い、平成29年4月1日より上水道事業に一本化しています。

【図表2.1】給水の現況

供用開始年月日	平成29年4月1日	計画給水人口	11,426人		
法適(全部·財務)	法適用企業	現在給水人口	9,451人		
・非 適 の区 分	(全部適用)	有収水量密度	3.72 ┼ ㎡/ha		

(平成30年3月末現在)

② 施設

本町の水道の水源は、日高川の伏流水及び地下水です。

町内にある9箇所の浄水場から1日に送水可能な水の量は合計4,939㎡/日です。平成29年度の一日 平均配水量は4,117.81㎡/日であったため、施設利用率は83.37%でした。

管路延長は、水源から浄水場に原水を送るための導水管が0.36km、浄水場から配水池に浄水を送るための送水管が8.52km、配水池から各家庭の前まで浄水を送り届けるための配水管が189.77kmとなっており、総延長198.65kmの管路が町内に張り巡らされています。

【図表2.2】施設の現況

水	源	伏流水、地下水									
+伝 ≡几 :	*h	浄水場設置数	9	笠 吹 エエ 巨	100 (57						
施設	数	配水池設置数	14	管路延長	198.65 ↑ m						
施設能	カ	4,939 r	n³/⊟	施設利用率	83.37%						

(平成30年3月末現在)

③ 料金

本町の水道料金は、水の使用量にかかわらず一定額を徴収する基本料金に使用水量に応じて徴収する超過料金を加算する二部料金制です。また、使用者の使用目的に応じて異なった料金体系を設定する用途別料金体系を採用しています。

この料金体系は、生活用水以外の用途に対してより高額な料金設定とすることにより、生活用水の低廉化を図るという社会政策的配慮の観点から導入しています。

水道料金は、公正妥当なもので、かつ、能率的な経営による適正な原価を基礎とし、地方公営企業の 健全な経営を確保することができるものでなければなりません。また、単に既存の施設による給水のため の原価を賄うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように、財政的基盤の強化 を図りうるものでなければなりません。本町では、以上のような考え方に基づき適正な水道料金を適宜検 討しています。

本町は、平成17年5月に旧川辺町、旧中津村、旧美山村の3町村が合併したため、当初は旧町村の料金設定のままとしていましたが、平成20年4月に給水人口の多い旧川辺町の料金に統一して運営を行ってきました。しかし、人口減少や景気の低迷等により料金収入は減少傾向が続いているため、維持管理費、老朽施設の更新費用、耐震化事業にかかる費用や公債費等を考慮し、平成29年4月1日に約20%の料金引き上げを実施しました。現行の料金表は【図表2.3】のとおりです。

【図表2.3】水道料金表

7.	水道使用料(税込)													
		種 類	及び用	途		基 本 料 金 (1ヶ月)				超	過	料 金		
	声田松	家事用(一般用)			1	.0㎡まで	1,03	30円	1 r	ที่につき	118円		
	専用栓	営業・工場	易・会社・官	『公署・学校	ζ	2	.0㎡まで	2,23	四08	1 r	ที่につき	147円		
	共用栓	家事用				2	20㎡まで 2,060円			1 r	118円			
	労曲 45	家畜用				1	.0㎡まで	1,03	30円	1 r	ที่につき	118円		
	営農栓	かんがい月	3			1 ㎡あたり 118円				-				
	特設栓	一時用				1	1 ㎡あたり 446円		16円					
>	メーター使用料(税込・1ヶ月)													
	口径	13mm	20mm	25mm	30m	m	40mm	40mm 50mm		75m	ım	100mm		
	使用料	80円	100円	130円	240	円	290円	1,07	1,070円 1,4		10円	1,850円		

4 組織

(ア) 組織体制

本町の水道事業は、上下水道課が担当しています。

上水道にかかる業務概要は【図表2.4】のとおりです。

上下水道課は、下水道事業にかかる業務も行っており、上水道と下水道に共通する業務をひとつの課で実施することにより、重複業務の効率化、委託費などの経費の削減などを行うことができます。

【図表2.4】業務概要

業務内容 水道料金の収納、滞納整理 水道閉開栓 配水管の布設・更新 漏水調査 給水工事申請の受付、指導、監督 浄水場の日常点検、維持管理 原水、浄水の水質検査

(イ) 職員数

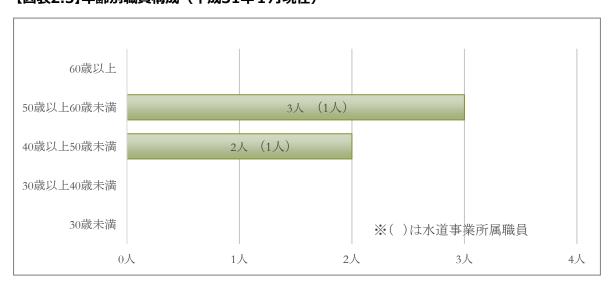
本町の上下水道課は、課長を含め合計5名で業務にあたっていますが、そのうち、水道事業に所属する職員数は2名です。今後も引き続き適正な人員数の確保に努めて参ります。

(ウ) 年齢構成

本町の上下水道課の年齢別職員構成は【図表2.5】に示した通りです。

グラフから見て取れるように、職員はすべて40代以上となっています。水道事業においては、施設運営 や建設事業等に関する特殊な技能や知識が必要となりますが、ベテラン職員の知識と技術をどのように 次世代に継承していくかが現状の課題となっています。

【図表2.5】年齢別職員構成(平成31年1月現在)



(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町では、これまで適切な施設管理による更新費用の削減、業務の効率化、水質検査・検針業務等の 民間委託さらには漏水対策など、経営健全化につながる様々な方策に取り組んでいます。

● 適切な施設管理による更新費用の削減

定期的な点検・診断の実施により施設の利用状況を把握し、点検結果に基づく適切な修繕を行うことにより更新費用の削減に努めてきました。

● 業務の効率化

各職員の業務内容の見直しなどを実施し、適正な業務量となるよう再配分することにより、各職員に業務の効率化を促しています。このことが時間外勤務時間の抑制となり、効果として人件費の削減につながりました。

● 水質検査・検針業務等の民間委託

業務の効率化、コストの削減を図るため、従来から水質検査、浄水場及びポンプ場の電気保安管理業務、水道メーター検針業務などの一部業務を民間企業に委託しています。

● 漏水対策

漏水箇所を早期に発見し、配水管及び給水管の修繕を行うことにより、漏水によって生じる損失を最小限に防ぐため、定期的に漏水調査業務を実施しています。漏水対策により、本町水道事業の有収率は82%(平成30年3月末現在)と比較的高い水準を維持しています。

(3) 経営比較分析

経営戦略の策定をする上で、まずは経営の現状や課題を的確に把握することが重要です。そのためには、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化の状況を把握し、経年変化や類似団体との比較等の分析を行うことが有用です。

そこで、総務省が公表する「経営比較分析表」の指標を用いて現状分析をし、評価を行います。評価 については、次の3段階とします。

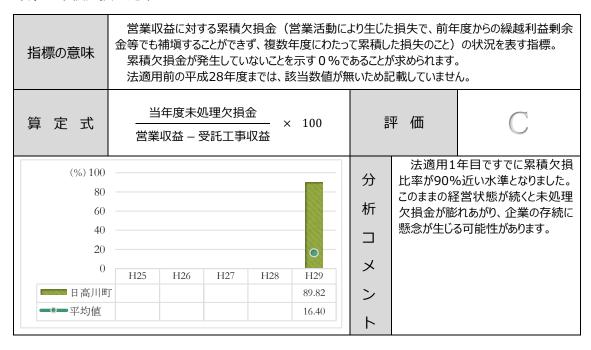
- A 現状では課題は特に見当たらない。
- B 現状では悪化していないが、今後課題となりうる。
- C 現状で悪化しているため、改善への取組を進める必要がある。
 - ※注:本町は、平成29年度から法適用しております。そのため、平成25年度から平成28年度の指標は、法非適用企業として公表している数値です。詳しくは各指標の説明を参照してください。また各グラフ中の平成25年度から平成28年度の平均値は、給水人口5,001人以上10,000人以下の法非適用簡易水道事業の平均値、平成29年度の平均値は、給水人口5千人以上1万人以下の末端給水事業の平均値を示します。

① 経営の健全性・効率性

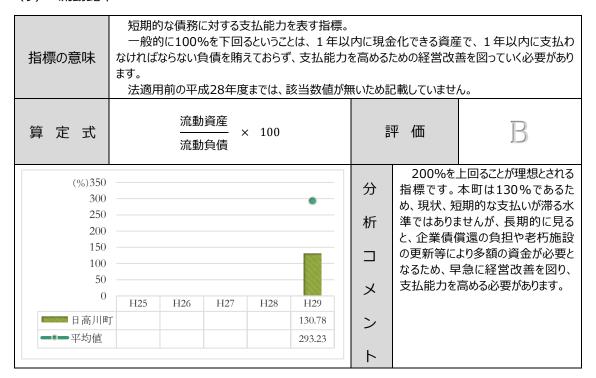
(ア) 経常収支比率

給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程 度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100% 未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要と 指標の意味 なります。 法適用前の平成28年度までは類似の指標として「収益的収支比率」を公表していますが、算 定式が異なるためグラフに含めていません。 経常収益 評 × 100 価 算 定 式 経常費用 経常収支比率は100%を大きく (%) 120 分 下回る水準となっております。今後、 100 中長期的な人口の減少及び老朽化 80 析 対策に伴う減価償却費等の費用の 60 増加が見込まれるため、継続的に原 40 \Box 20 価の削減に取り組むとともに、原価に 0 Х 見合った適切な料金を徴収するよ H25 H26 H27 H28 H29 う、料金の見直しを含めた検討を行 ■■ 日高川町 63.11 ン うことが必要です。 **--**●平均値 104.47 1

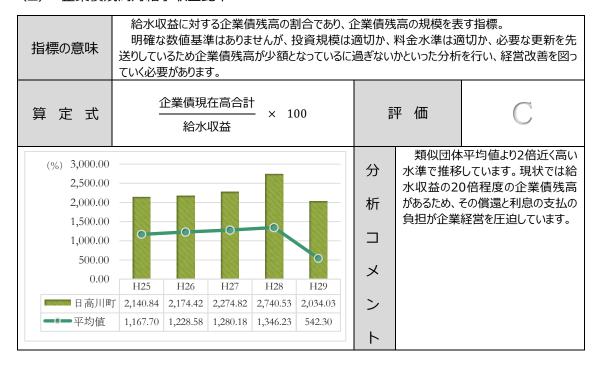
(イ) 累積欠損金比率



(ウ) 流動比率



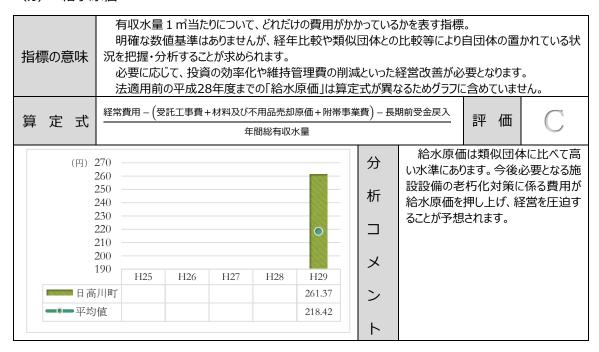
(工) 企業債残高対給水収益比率



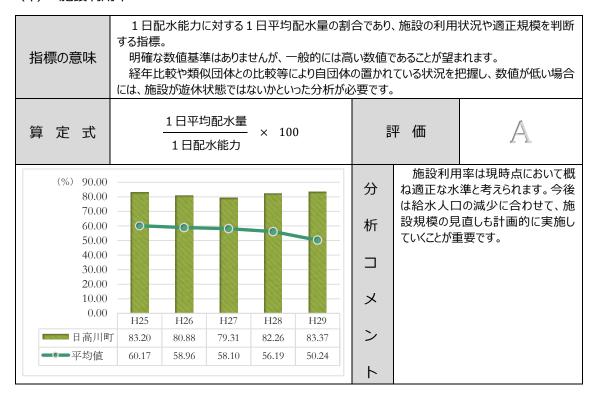
(才) 料金回収率

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、料金水準等を評価する ことが可能です。 料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われ 指標の意味 ていることを意味します。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を 補塡しているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められます。 法適用前の平成28年度までの「料金回収率」は算定式の分母である「給水原価」の算定式 が法適用前後で異なるためグラフに含めていません。 供給単価 算定式 × 100 評価 給水原価 100%を大きく下回り、給水にか (%) 100 分 かる費用が給水収益では賄われてい 80 ません。 析 今後の老朽化対策に伴い、給水 60 原価はさらに増加することが見込まれ 40 るため、当指標はさらに悪化すること \Box 20 が懸念されます。 X 給水原価を抑えると共に、適正な 0H25 H26 H27 H28 H29 水準の料金単価の設定を検討する ■■ 日高川町 47.13 必要があります。 **—**● 平均値 87.51

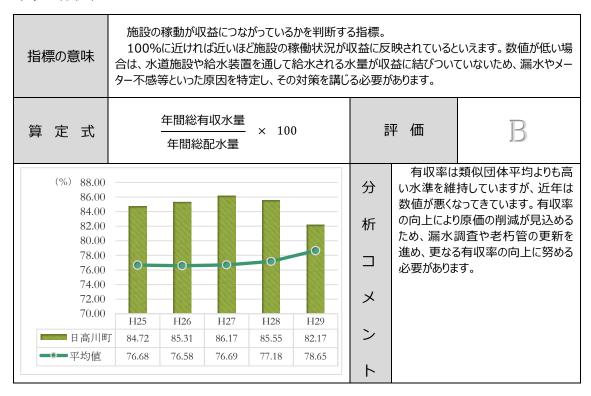
(力) 給水原価



(キ) 施設利用率

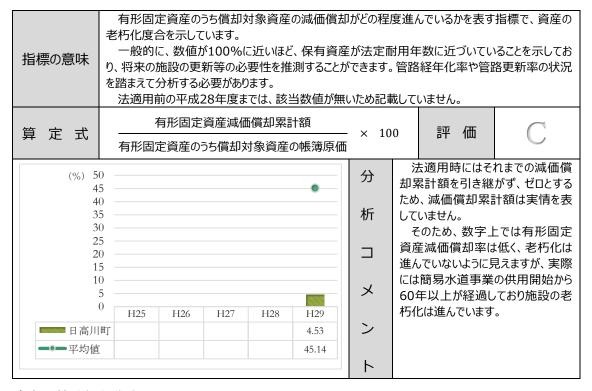


(ク) 有収率

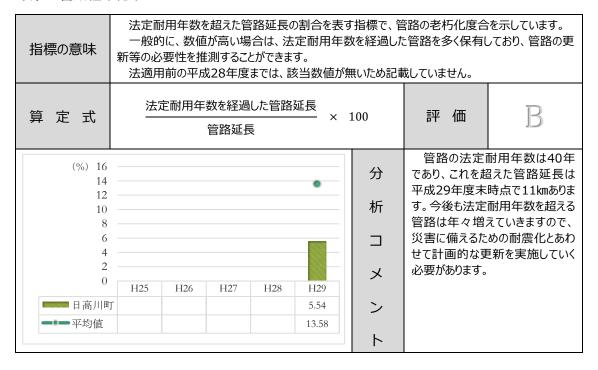


② 老朽化の状況

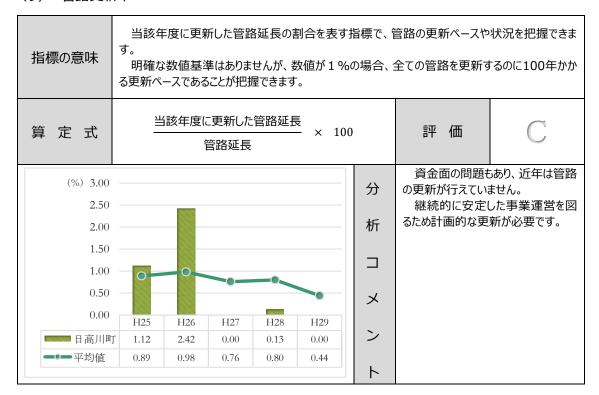
(ア) 有形固定資産減価償却率



(イ) 管路経年化率



(ウ) 管路更新率



③ 経営指標分析の全体総括

収益性に関しては、給水に係る原価を給水収益で賄うことができていません。継続的に原価の削減に 取り組むのはもちろんのこと、料金単価の見直しを実施し適正な収入を確保していくことが重要です。ま た、財政面においては、類似団体と比較した場合、現時点において企業債への依存度が高い状況にあり ます。起債の抑制に努め、将来世代への過度の負担を回避することが必要です。

老朽化の状況に関しては、簡易水道事業の供用開始から60年以上が経過し、施設設備の老朽化は確 実に進んでいます。将来の水需要に応じた、中長期的な視点での適切で無駄のない更新計画を策定し、 将来に持続可能な水道経営を模索する必要があります。

3. 将来の事業環境

(1) 給水人口と水需要(有収水量)の見通し

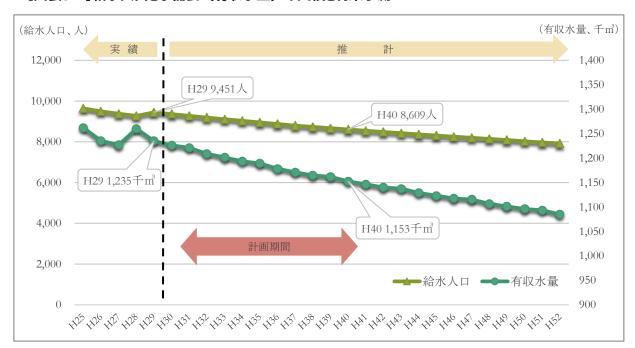
水需要は、料金収入の基礎となるものであるため、過去の実績、地域の特性および社会の動向等を十分に勘案して、適正に予測する必要があります。

今回、給水需要の推計を行うにあたり、計画期間において大規模開発といった大幅な需要の変動要因は予見されていないため、水需要はおおむね給水人口に比例するものと想定しました。また、人口普及率は平成29年度末現在95%であり、今後10年間で大きく変わる見込みが無いことから一定と仮定し、給水人口は、行政区域内人口に人口普及率を乗じて算定しました。行政区域内人口については、「日高川町人口ビジョン(平成27年10月)」において推計がなされているためこれを利用し、最新の実績値で補正することとしました。

料金収入算定の基本となる水需要(有収水量)は、使用用途別に家庭用、工場用及びその他の有収水量を合計して算出しました。

家庭用の有収水量は、給水人口に概ね比例するものと考えられるため、平成29年度の実績値に給水 人口の増減率を乗じて算定しました。家庭用の有収水量は、給水人口の減少により減少傾向で推移する ものと予測されます。

工場用及びその他の有収水量については、これまでほぼ一定で推移しているため、今後もこの傾向が 変わらないものと仮定し、平成29年度実績値で一定と予測しました。

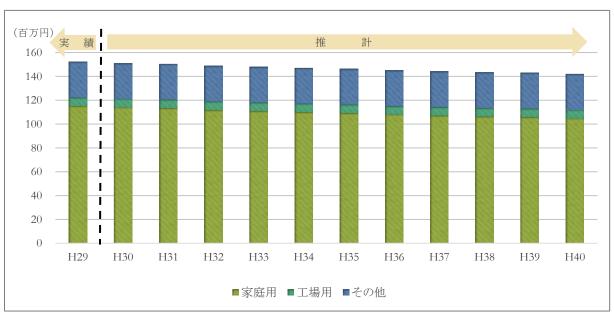


【図表3.1】給水人口と水需要(有収水量)の実績と将来予測

(2)料金収入の見通し

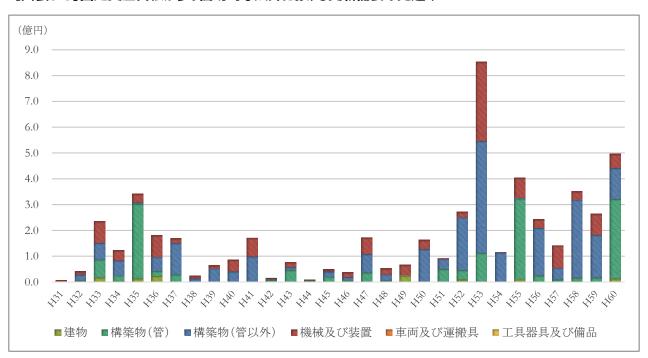
料金収入の見通しは、有収水量の予測値に平成29年度の供給単価実績値を乗じて算出しています。 給水人口の減少に伴い有収水量も減少していくことが予想されるため、料金収入についても減少していく ことが見込まれます。【図表3.2】





(3)施設の見通し

本経営戦略を策定するにあたり、既存の水道施設全体の更新需要を、固定資産台帳の明細データを利用して試算しました。更新時期を、管路については法定耐用年数の1.5倍の年数が経過したとき、その他の施設設備は法定耐用年数の1.2倍が経過したときとした場合、現状規模のまま更新を行うとすると、今後30年間で約53億円の建設費用を要し、年平均1億円~2億円かかる試算となりました。



【図表3.3】固定資産台帳からの簡易的な試算における更新需要の見込み

固定資産台帳の明細データから試算された更新需要見込みは莫大な金額となりました。昨今の厳しい 財政状況の中でこれらすべての施設設備の更新を従来と同規模で行うのは困難です。今後、水道事業 では、施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて更新、長寿命化又は修繕などを実施し、財政負担 を軽減できる方策を検討していきます。

(4)組織の見通し

本経営戦略における「投資・財政計画(収支計画)」において、職員数は現状どおりとする予定で計画しています。

加えて、将来の水道事業を安定的に維持していくためには、次世代の人材育成が課題となっています。 将来にわたって維持・継承・発展すべき水道技術の精査を行い、各種研修への職員派遣や、他自治体と の技術協力体制を拡充しながら、次世代の、熱意と知識と技術を持ったより良い人材の育成に取り組ん でいきます。

4. 経営の基本方針

本町の水道事業を取り巻く環境は、厳しい状況に直面しております。今後も、移り変わる環境や社会的要請への対応を考慮しつつ、水道事業を将来にわたって持続可能なものとし、町民の信頼に応えていく 所存です。

そこで本町では「安全・安心な水の安定供給」を基本理念とし、①水道施設の整備充実と適正管理、 ②災害時に備えた水供給の安定性の構築、③経営基盤の強化と財政マネジメントの向上による持続可能な経営の確保を目指します。

5. 投資·財政計画(収支計画)

(1)投資·財政計画(収支計画)

別紙「投資・財政計画(収支計画)」のとおりです。

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標

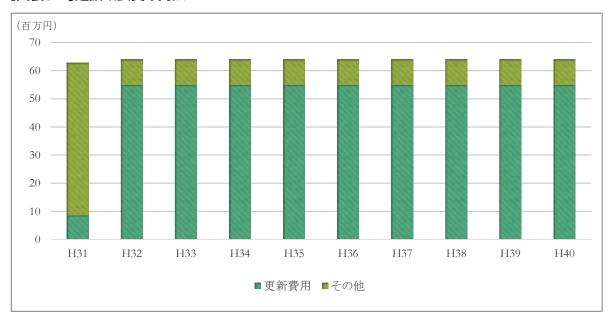
平成40年度までに経営を立て直し更新費用の財源確保の見通しをたてたう えで、中長期的な観点での施設設備の更新計画を策定します。

3. 将来の事業環境 (3)施設の見通し で説明した通り、今後、莫大な額の更新費用が必要となる見込みですが、現在のところ、本町の水道事業はそのための十分な資金的余裕がありません。経営状態が悪く、赤字が継続する予想であるため、まずは、経営を健全化して財源確保の目途をたてることが最優先課題となります。

今回策定した収支計画においては、老朽化が深刻となっている施設設備及び管路の更新のための費 用として最低限かかるであろう金額のみを見込んでいます。

計画期間(平成31年度~平成40年度)に必要と見込まれる投資額(建設改良費)は【図表5.1】のとおりです。計画期間における合計額は6億円強となる見込みです。

【図表5.1】建設改良費の内訳



② 収支計画のうち財源についての説明

口描	料金改定を実現し、経営改善を目指します。
目標	企業債残高が現状(30億円)以下となるように起債を抑制します。

(ア) 料金収入

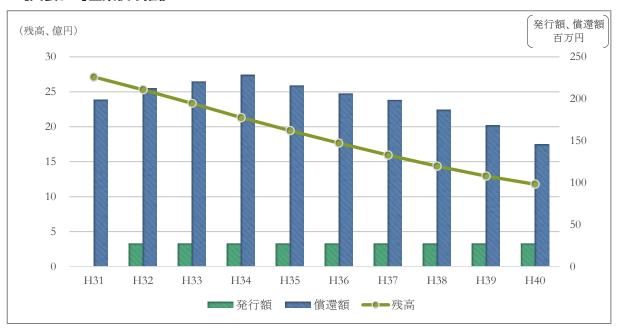
3. 将来の事業環境(2)料金収入の見通しで示したとおりです。

更新費用の財源を確保し、経営の健全化・安定化を図るため、料金改定を目指した検討を重ねていき たいと考えていますが、本経営戦略の策定時点においては、具体的な料金改定率を示すことができませ ん。このため、収支計画は、現行の料金体系を維持することを前提で作成しております。

(イ) 企業債

更新費用の財源として、建設改良費の2分の1の企業債を発行します。各年度の発行額・償還額及び 残高は【図表5.2】の通りです。新規に起債した企業債の償還期間は30年(5年据え置き)として将来の償 還額を算出しています。

【図表5.2】企業債の推移

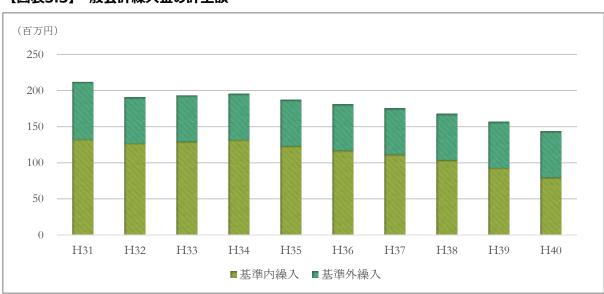


(ウ) 国庫補助金

国庫補助金は見込んでいません。

(工) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準の範囲内の額、及び、財政部局との協議のうえ一般会計から繰入が受けられると見込まれる額を計上しました。



【図表5.3】一般会計繰入金の計上額

③ 収支計画のうち投資以外の主な経費についての説明

(ア) 職員給与費

平成29年度の実績値から算出した1人当たりの職員給与費に毎年1%ずつの定期昇給を加味した額に、職員数を乗じています。

(イ) 動力費・薬品費

平成29年度の実績値から配水量1㎡当たりの単価を算出し、物価上昇率を加味して各年度の配水量に乗じています。

(ウ) 委託料

平成30年度の決算見込から毎年発生する委託業務を抜き出し、平成31年度以降は物価上昇率を加味して計上しました。

(エ) その他の維持管理費

平成29年度の実績値に物価上昇率を加味して計上しました。

(オ) 減価償却費

平成29年度までの既得資産の減価償却費は固定資産システムより算出しました。平成30年度以降に 取得する資産については、管の更新が中心となることを想定しているため、耐用年数を40年として減価償 却費を算定しました。

(力) 支払利息

平成29年度までの既発行債に係る支払利息は償還スケジュールと約定利率を基に算出しました。平成30年度以降の新規発行分については、償還期間30年(うち、当初の5年間は据え置き)、利率1%、元利均等額返済として算出しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

(ア) 民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)

現時点でPFI・DBOなどの民間活用手法の導入予定はありません。

今後も先行事例や近隣の自治体の動向などを参考に、どのような手法により事業を実施するのが最も 適切であるか、水供給の安全性・安定性、危機管理体制の維持等も考慮しながら、調査し検討していきま す。

(イ) 施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)、施設・設備の合理化(スペックダウン)、 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

水道施設の性能・機能を許容できるレベル以上に保っていくためには、定期的な点検による修繕や小規模改修工事、大規模改修工事、長寿命化改修工事、建て替えなどの選択肢があります。このような様々な選択肢のなかで、ライフサイクルコストが最も削減できる方法を選択していきます。

また、今後、施設・設備の更新を行う際は、中長期的な観点から、将来の給水人口の推移や水需要の 予測にもとづいた適正な施設・設備の規模を検証し、ダウンサイジングやスペックダウンなども考慮した計画を策定し実行していきます。

(ウ) 広域化

広域化については本町単独では行えないため、和歌山県や近隣自治体の動向を注視し、広域化による費用対効果の検証などを行い、今後の方向性を検討していきます。

また、近隣自治体との業務の共同化についても、その可否と効果を研究・模索していきたいと考えております。

② 財源について検討状況等

(ア) 料金

「投資・財政計画(収支計画)」で示した通り、現行の料金体系のままでは現金預金が徐々に減少し、資金繰りが厳しくなる見込みとなりました。人口減少に伴う料金収入の減少から収益性が悪化し赤字が継続するため、内部留保資金が貯まらず、老朽化する施設設備や管路の更新も困難な見通しとなっています。

財源については一般会計からの繰入金に頼るということも考えられますが、一般会計においても財政がひつ迫している昨今では困難な状況となることが予想されます。したがって、現行の料金体系を見直して、財源の確保を図ることも検討していきます。

(イ) 企業債

企業債残高は徐々に減少していく見込みです。今後も可能な限り残高を抑制し、将来の負担を軽減 する努力をしたいと考えております。

(ウ) 繰入金

公営企業は独立採算を基本とすることが法に定められていますので、基準外繰入を可能な限り減らしていけるように経営状態の改善をしたいと考えています。

(エ) 資産の有効活用等による収入増加の取組

活用すべき遊休資産等はありません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

(ア) 委託料

従来から水質検査、浄水場及びポンプ場の電気保安管理業務、水道メーター検針業務を民間委託していますが、今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。

また、委託料については、業務内容を勘案して適正な水準となっているかの検証を行います。

(イ) 修繕費

既存施設の定期的な保守点検を実施し、故障を未然に防ぐことにより修繕費の抑制を図ります。

(ウ) 動力費

施設の更新を行う際には、ダウンサイジングやスペックダウンすることにより動力費の削減に努めます。

(工) 職員給与費

業務内容を見直すことにより勤務時間の削減に努めます。

(オ) その他の取組

諸経費については、契約金額または購入金額の適正化に努めます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3~5年に一度見直し(ローリング)を行う ことが必要です。

見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源 試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定(Plan)ー実施 (Do)ー検証(Check)ー見直し(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離の確認
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性の確認

3~5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画及び財源の内容の検証及び見直し
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



以上

用語解説

あ行

1日配水能力 1日に配水することができる最大水量。

1日平均配水量 町の配水施設から町内の配水管に送り出される水量(配水量)の年間合

計(年間配水量)の、1日平均の水量。

営業外収益・費用 他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によっ

て得られる収益を営業外収益といい、企業債利息などの本来の営業活動以

外の活動によって発生する費用を営業外費用という。

営業収益・費用料金収入などの本来の営業活動から生じる収益を営業収益といい、職員給

与費や材料費などの維持管理費、減価償却費などの本来の営業活動から

発生する費用を営業費用という。

か行

企業債地方公営企業が事業費の財源として国等から調達する長期の借入金。

給水収益
水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要

な位置を占める収益。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当た

る。

人口普及率計画給水区域の人口に占める現状の給水人口の割合。

供給単価 水量1㎡当たりの売値。給水収益の総額を有収水量で除した値。

計画給水人口事業計画において定める給水人口。

経常収益 営業収益と営業外収益の合計。

経常費用 営業費用と営業外費用の合計。

建設改良費 固定資産の新規取得又はその価値増加のために要する経費。

さ行

施設能力 浄水施設の1日当たりの配水能力。水道用水供給事業者から受水してい

る水道事業者では、申込み受水量を含む。

スペックダウン 水道施設・設備の規模を見直し、合理化すること。

た行

ダウンサイジング
コスト削減や効率化のために、規模を縮小したり小型化したりすること。

長期前受金(戻入) 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等について「長期前受

金として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻

入」として収益化する。

独立採算事業に必要なすべての経費を町民税などの税金ではなく、使用水量に応じて

支払っていただく料金収入で賄うこと。

は行

配水管 浄水場で製造した水を水道や工業用水の使用者に送り届けるための水道

管。

配水量
浄水施設から需要家まで送り出された水の量。

有収水量	水道メーターにより計量され、水道料金の徴収の対象となった水量。
ら行	
ライフサイクルコスト	水道施設の建設費用だけではなく、供用期間における修繕、改修などの維
	持管理費用及び最終の廃棄処分費用までを含んだ総費用のこと。
英字	
DBO	DBO(デザイン・ビルド・オペレート)とは公設民営と訳され、公共が資金調
	達を負担し、施設の設計・建設、運営を民間委託する方式。
PFI	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを
	活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な
	公共サービスの提供を図るという考え方。



投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%) 年 度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度 H34年度 H35年度 H36年度 H37年度 H38年度 H39年度 H40年度 算 込 決 区 分 (決算) 見. 営 収 152, 350 151, 25 150, 576 149, 081 148, 128 147, 177 146, 623 145, 273 144, 345 143, 588 143, 208 142, 050 148, 879 146, 421 143, 386 収 (1) 料 収 152, 148 151, 050 150, 374 147, 926 146, 975 145, 071 144, 143 143, 006 141, 848 (2) 受 益 (B) I 事 収 益 (3) そ 202 の 202 202 202 202 202 202 202 202 IJΔ 72. 58 69. 920 59. 894 56, 528 54. 320 41, 188 2. 営 外 77, 697 62, 688 52, 031 49, 418 47, 034 43, 891 的 (1) 補 21, 045 31, 196 29, 632 26, 567 19, 357 17, 616 15, 861 14, 206 12, 649 9 873 助 11, 212 8. 630 21, 045 15, 861 会 補 余 31, 196 29, 632 26, 567 19, 35 17, 616 14, 206 12, 649 11, 212 9, 873 8, 630 そ 他 補 助 収 の 金 41. 695 42, 371 39, 950 38, 385 36, 409 32, 273 41. 004 38, 000 37, 420 35, 500 33, 723 益 入 (3) そ 459 の 4, 806 578 618 639 587 527 405 360 322 295 285 収 230, 047 223, 833 220, 496 211, 769 208, 022 203, 705 200, 943 197, 304 193, 763 190, 622 187, 099 183, 238 1. 営 312, 542 290, 540 264, 455 262, 62 249, 825 246, 059 303. 889 306, 254 276, 655 267, 483 256, 971 費 25, 432 12, 971 給 与 12, 844 13, 232 13, 364 13, 499 13, 633 13, 770 13, 907 14, 047 14, 187 (1) 13, 102 収 14, 752 7, 524 7, 830 7, 450 7, 908 8, 148 8, 229 \star 7, 600 7, 67 7, 987 8, 067 的 退 費 職 給 10. 680 5. 394 5 447 5 502 5. 557 5. 612 5. 669 5 840 5 899 5. 958 0 益 (2) 経 71, 029 75, 398 71, 839 72, 034 72, 230 72, 496 72, 826 73, 057 73, 356 費 66, 677 72, 624 73, 517 22, 979 22, 913 22, 882 22. 877 22, 932 費 23 191 23, 141 23, 155 23, 042 23, 011 23 009 22, 862 修 繕 21, 221 25, 000 25, 12 25, 251 25, 377 25, 504 25, 632 20, 590 28, 538 25, 889 26, 018 収的 材 料 費 687 690 693 696 702 706 710 714 718 722 726 699 23, 298 23, 598 21, 578 26, 608 23, 012 23, 101 23, 199 23, 404 23, 497 23, 702 23, 813 23, 911 0 支 (3) 減 217, 494 202, 774 178, 988 173, 527 159, 922 価 扣 費 220, 433 220, 016 208, 296 188, 561 175, 698 167, 507 155, 855 (4) 産 減 耗 391 2 500 2, 500 2, 500 2, 500 2, 500 2, 500 2 500 2, 500 2, 500 2. 営 外 費 用 45, 423 42, 090 32 546 29, 512 24, 073 21, 660 51 948 48 748 38, 988 35, 782 26, 672 19, 430 支 業 出 (1) 卒 利 51, 910 48. 748 45, 423 42, 090 38, 988 35, 782 32, 546 29, 512 26, 672 24, 073 21, 660 19, 430 払 0 出 (D) 364, 490 352, 637 351, 677 337, 827 329, 528 312, 437 300, 029 293, 967 289, 295 281, 044 271, 485 265, 489 △ 131, 181 △ 126, 058 △ 90, 422 △ 84, 386 (C)-(D) (E) △ 134, 443 △ 128, 804 △ 121, 506 △ 108, 732 △ 99, 086 △ 96, 663 △ 95, 532 △ 82, 251 和 (F) 益 失 (G) 2 404 (F)-(G) A 2 404 益 △ 99, 086 △ 82, 251 当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) △ 136, 847 △ 128, 804 △ 126, 058 △ 121, 506 △ 108, 732 △ 96, 663 △ 95, 532 △ 90, 422 △ 84, 386 △ 131, 181 △ 1. 044. 409 繰越利益剰余金又は累積欠損金(1) △ 136, 847 △ 265, 651 △ 396, 832 △ 522, 890 △ 644, 396 △ 753, 128 △ 852, 214 △ 948, 877 △ 1, 134, 831 △ 1, 219, 217 △ 1, 301, 468 374, 069 347, 649 317, 206 282, 789 255, 341 232, 388 213, 191 199 395 200, 008 産 (J) 344, 179 363, 796 194, 467 ち 現 289, 085 309, 099 319, 616 293, 736 263, 638 229, 565 202, 318 179, 853 160, 992 147, 470 142, 679 148, 639 うち未収 55 664 55, 262 55 015 54 468 54 119 53 771 53, 568 53, 074 52, 734 52 457 52, 318 51, 894 流 倩 (K) 263, 166 278, 626 292, 332 300, 546 308, 747 295, 724 286, 160 278, 591 266, 813 248, 550 225, 655 207, 518 うち建設改良費分 183, 142 198, 602 212, 308 220, 522 228, 723 215, 700 206, 136 198, 567 186, 789 168, 526 145, 631 127, 494 うちー時借入金 うち未払金 78. 060 78, 060 78, 060 78, 060 78, 060 78. 060 78. 060 78, 060 78, 060 78, 060 78, 060 78, 060 (I) ×100) △ 790 累積欠損金比率(△ 435 △ 512 △ 581 △ 90 △ 176 △ 264 △ 351 △ 653 △ 724 △ 851 △ 916 (A) - (B) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した 金の 不 足 営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M) 152, 350 148, 128 147, 177 144, 345 143, 588 142, 050 151, 252 150, 576 149, 081 146, 623 145, 273 143, 208 地 方 財 政 法 に よ る ((L)/(M)×100) 資 金 不 足 の 比 率 健全化法施行令第16条により算定した (N) 金 の 不 足 健全化法施行規則第6条に規定する(0) 消可能資金不足額 健全化法施行令第17条により算定した (P) 増(P) 152, 148 151, 050 150, 374 148.879 147, 926 146, 975 146, 421 145, 071 144, 143 143, 386 143, 006 141. 848 業の規 健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)

投資·財政計画 (収支計画)

(単位·千円)

r # 1,000r# 1,000r#												-	<u> (単位:千円)</u>	
		年 度 区 分	H29年度 (決 算)	H30年度 〔決 算〕 見 込〕	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
	1 1		())	見 込力		07 500	07 500	07 500	07 500	07 500	07 500	07 500	07 500	07. 500
		1. 企業債				27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500
	資	L	238. 137	154, 486	185. 268	169, 654	173, 761	177. 862	171. 350	166, 568	162. 784	156. 408	146. 785	134, 841
資			230, 137	134, 400	100, 200	109, 004	173, 701	177, 002	171, 350	100, 300	102, 704	100, 400	140, 760	134, 041
	本	3. 他 会 計 補 助 金 4. 他 会 計 負 担 金												
	4	5. 他 会 計 借 入 金												
١.		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	30. 074											
本	的	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	30, 074											
		8. 工 事 負 担 金	24, 312	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000	9. 000
		9. そ の 他	21, 012	11, 095	33, 452	0, 000	0, 000	0, 000	0, 000	0, 000	0, 000	0, 000	0, 000	0, 000
的		計 (A)	292, 523	174, 581	227, 720	206, 154	210, 261	214, 362	207, 850	203, 068	199, 284	192, 908	183, 285	171, 341
	7	(人) のると羽左座へ帰り越さ	,	,			,	,			,	,	,	,
		れる支出の財源充当額 (B)												
1177		純 計 (A)-(B) (C)	292, 523	174, 581	227, 720	206, 154	210, 261	214, 362	207, 850	203, 068	199, 284	192, 908	183, 285	171, 341
収	資	1. 建 設 改 良 費	152, 458	20, 663	62, 814	64, 000	64, 000	64, 000	64, 000	64, 000	64, 000	64, 000	64, 000	64, 000
		うち職員給与費												
	本	2.企業債償還金	164, 217	183, 142	198, 602	212, 308	220, 522	228, 723	215, 700	206, 136	198, 567	186, 789	168, 526	145, 631
支	的	3. 他会計長期借入返還金												
	支	4. 他 会計 への支出金												
	出	5. そ の 他			201 110		221 722							222 224
\Arr		計 (D)	316, 675	203, 805	261, 416	276, 308	284, 522	292, 723	279, 700	270, 136	262, 567	250, 789	232, 526	209, 631
	本的」 足す・	収入額が資本的支出額に る額 (D)-(C) (E)	24, 152	29, 224	33, 696	70, 154	74, 261	78, 361	71, 850	67, 068	63, 283	57, 881	49, 241	38, 290
		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	16, 916	28. 360	28. 804	65. 154	69. 261	73, 361	66. 850	62. 068	58. 283	52, 881	44, 241	33, 290
	補	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	10, 010	20, 000	20, 001	00, 101	00, 201	70,001	00, 000	02, 000	00, 200	02, 001	11, 211	00, 200
	塡	3. 積 立 金 取 り く ず し 額												
	財	4. 繰 越 工 事 資 金												
		5. そ の 他	7, 236	864	4, 892	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000
	源	計 (F)	24, 152	29, 224	33, 696	70, 154	74, 261	78, 361	71, 850	67, 068	63, 283	57, 881	49, 241	38, 290
7	辅力	填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			j				j					
他	숲	会 計 借 入 金 残 高(G)						_			_		_	
企		業 債 残 高(H)	3, 094, 739	2, 911, 597	2, 712, 995	2, 528, 187	2, 335, 165	2, 133, 942	1, 945, 742	1, 767, 106	1, 596, 039	1, 436, 750	1, 295, 724	1, 177, 593
		•		•				•			•		•	

〇他会計繰入金 (単位:千円)

				年	J	隻	H29年度	H30年度										
	区		分				(決算)	〔 決 算〕 見 込〕	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
収	益 的	り収	支 分															
		う	ち 基	準 内	繰 .	入 金	25, 916	26, 632	22, 712	21, 045	19, 357	17, 616	15, 861	14, 206	12, 649	11, 212	9, 873	8, 630
		う	ち基	準 外	繰 .	入金	5, 280	3, 000	3, 855									
資	本 的	」収	支 分															
		う	ち 基	準 内	繰 .	入 金	90, 846	91, 571	110, 133	106, 154	110, 261	114, 362	107, 850	103, 068	99, 284	92, 908	83, 285	71, 341
		う ‡	ち町	独自	ま 準	繰 入		35, 915	45, 764	36, 000	36, 000	36, 000	36, 000	36, 000	36, 000	36, 000	36, 000	36, 000
		う	ち基	準 外	繰 .	入金	147, 291	27, 000	29, 371	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500	27, 500
合			計				269, 333	184, 118	211, 835	190, 699	193, 118	195, 478	187, 211	180, 774	175, 433	167, 620	156, 658	143, 471